

令和6年第3回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年5月7日（火曜日） 午後 1時31分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 2号 専決処分の承認について
「羽幌町税条例の一部を改正する条例」
- 第 5 承認第 3号 専決処分の承認について
「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 第 6 承認第 4号 専決処分の承認について
「羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」
- 第 7 承認第 5号 専決処分の承認について
「令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第16号）」
- 第 8 議案第40号 物品購入契約の締結について
「真空吸引作業車の購入について」
- 第 9 議案第41号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）

○出席議員（11名）

1番 佐藤 満 君	2番 金 木 直 文 君
3番 阿 部 和 也 君	4番 逢 坂 照 雄 君
5番 村 上 雄 也 君	6番 小 寺 光 一 君
7番 磯 野 直 君	8番 舟 見 俊 明 君
9番 工 藤 正 幸 君	10番 平 山 美知子 君
11番 村 田 定 人 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	三 浦 義 之 君
教 育 長	濱 野 孝 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君
総 務 課 長	伊 藤 雅 紀 君

地域振興課長	飯 作 昌 巳 君
デジタル推進課長	竹 内 雅 彦 君
財 務 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 主 幹	門 間 憲 一 君
財務課税務係長	近 藤 優 樹 君
町 民 課 長	大 平 良 治 君
町 民 課 長	富 樫 潤 君
町 民 課 長	高 野 正 晃 君
環境衛生係長	高 橋 伸 君
福 祉 課 長	高 橋 伸 君
建設課建築係長	田 口 潤 一 君
商工観光課長	三 上 敏 文 君
商 工 観 光 課 長	三 上 敏 文 君
商工労働係長	廣 谷 将 大 君
学校管理課長	葛 西 健 二 君
学校管理課主幹	佐々木 慎 也 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	渡 辺 博 樹 君
総 務 係 長	嶋 元 貴 史 君
書 記	逢 坂 信 吾 君
書 記	佐 藤 諒 輔 君

◎開会の宣告

○議長（村田定人君） ただいまから令和6年第3回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 1時31分）

◎町長挨拶

○議長（村田定人君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。
町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 令和6年第3回羽幌町議会臨時会の招集に当たりまして、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会に提案しております審議案件は専決処分の承認4件、議案として物品購入契約の締結1件、令和6年度補正予算案1件の計6件であります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、
9番 工藤正幸君 10番 平山美知子君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（村田定人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第2号～承認第4号

○議長（村田定人君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町税条例の一部を改正する条例」、日程第5、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」、日程第6、承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） ただいま上程されました承認第2号から承認第4号までの3件につきまして関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第2号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和6年5月7日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和6年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例の一部を改正する条例。

以下、条文の改正内容であります。別途お配りしております説明資料、羽幌町税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をさせていただきます。なお、適用条項の改正や条項の整備などにつきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

初めに、町民税に関するものであります。1番の職権による減免規定の追加であります。減免規定に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると認める場合、職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。なお、以下に記載の固定資産税と特別土地保有税につきましても同様に追加しております。

次に、2番の公益法人等による課税の特例であります。租税特別措置法の適用を受けた公益法人等を贈与または遺贈を行った個人とみなして財産に係る山林所得、譲渡所得ま

たは雑所得の金額に係る町民税の所得割を課す規定につきまして、単に課税標準の計算、みなし課税を定めるものでありますことから、条例の性格を踏まえて削除するものであります。

次に、3番の定額による特別税額控除であります。令和6年度税制改正における納税者及び配偶者を含めた扶養親族の1人につき令和6年度分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の定額減税を実施することによる改正であります。

(1)の令和6年度分限定措置といたしまして、1つ目に納税義務者の所得割の額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税、特別控除を実施するものであり、減税の対象としまして納税者の所得金額が1,805万円、給与収入で2,000万円相当以下の場合となっております。

2つ目に、実施方法といたしまして、給与所得に係る特別徴収の場合6月分は町民税を徴収せず、特別控除後の税額を7月分から令和7年5月までの11か月でならすこととなっており、公的年金等所得に係る特別徴収の場合、10月1日以降最初に支払いを受ける際に控除されることになっており、控除し切れない場合はそれ以降に支払いを受ける年金から順次控除されることになっております。普通徴収の場合は第1期分、6月の納付額から控除いたしまして、控除し切れない場合は第2期分、8月以降の納付額から順次控除することになっております。

(2)の令和7年度限定措置といたしまして、令和6年度の対象とならなかった控除対象配偶者を除く同一生計配偶者が対象となるものであり、具体的には所得が1,000万円を超える納税義務者の配偶者などが対象となります。

次に、4番の読替規定の追加であります。特別控除の対象となる所得割の額につきまして、上場株式等の配当所得等に係る分離課税分と特例適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割を含めるなどの読替規定を追加したものであります。

2ページをお開き願います。続いて、固定資産税に関するものであります。1番の職権による減免規定の追加であります。1)は町民税における減免規定と同様に固定資産税の規定も追加したものであります。

(2)は、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置における申告につきまして、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、かつ減額措置の要件に該当すると認められるときは当該区分所有者から減額に係る申告がなかった場合においても職権による減額を可能とするものであります。

次に、2番のわがまち特例の追加であります。わがまち特例につきましては平成25年度に導入された制度で、法律の定める範囲内で地方自治体が税の特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みのことであります。今回追加するものは、1つ目に再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置に関し、バイオマス発電設備について出力1万キロワット以上の発電設備のうち、一般木材と農作物残渣区分に該当するものはわがまち特例の割合を7分の6とするものであります。

2つ目に、特定事業所内保育施設の用に供する固定資産の課税標準の特例に係るわがまち特例の割合を2分の1とする令和5年度までの時限規定を削除するものであり、次に説明する都市計画税におきましても同様であります。

3つ目に、都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の固定資産について特例対象となる最初の5年間についてわがまち特例の割合を2分の1として新たに規定するものであり、これにつきましても都市計画税も同様であります。

次に、3番の土地に係る負担調整措置の延長であります。従前から税負担の均衡化を図るため継続的に負担調整措置が講じられてきましたが、令和6年度の評価替えに伴いましてさらに3年間延長するものであります。

続いて、特別土地保有税に関するものであります。これにつきましても町民税、固定資産税と同様に職権による減免を可能とするものであります。

改正内容につきましては以上であります。なお、施行期日及び適用に関する経過措置につきましてもそれぞれ附則を設けて定めております。

これで承認第2号の説明を終わります。

次に、承認第3号 専決処分承認についてご説明申し上げます。

議案を御覧ください。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和6年5月7日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和6年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正内容の説明をいたしますが、先ほどの説明資料の3ページ、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして改正内容の説明をいたします。なお、先ほどの税条例の改正と同様に適用条項の改正につきましても説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

今回の改正につきましては、ほとんどが適用条項のずれに伴うものですが、大きな改正点といたしまして、1番のわがまち特例の追加であります。固定資産税と同様に（1）の特定事業所内保育施設に係る減免規定の削除と（2）の一体型滞在快適性等向上事業により整備した固定資産の課税標準を減免する規定を追加するものであります。

次に、2番の土地に係る負担調整措置の延長であります。こちらも令和6年度の固定資産評価替えに伴いまして適用期限を延長するものであります。

なお、施行期日は令和6年4月1日としており、令和6年度以降の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については従前の例によるもの附則を設けております。また、地方税法の改正による条項のずれによりまして、平成29年4月1日から令和6年3月31日までに受けた特定事業所内保育施設の用に供する固定資産及び都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税は、なお従前の例による旨の附則を設けております。

これで承認第3号の説明を終わります。

次に、承認第4号 専決処分承認についてご説明申し上げます。

議案を御覧ください。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和6年5月7日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和6年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例。

改正内容の説明をいたしますが、先ほどの説明資料の4ページ、羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして改正内容の説明をいたします。なお、先ほどの税条例及び都市計画税条例の改正と同様、適用条項の改正につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

今回の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び世帯の軽減判定所得の算定における被保険者等数に乗ずる金額の引上げになります。

初めに、第1条関係、国民健康保険税条例の一部改正に係る部分からご説明いたします。

1番、課税限度額の見直しであります。保険税負担の公平性の確保等を図る観点から適宜課税限度額の見直しを行っておりますが、今回の改正は後期高齢者支援金分に係る課税限度額を現行の22万円から24万円に引き上げるものであり、改正により賦課限度額は現行の104万円から106万円に引き上げられることとなります。

次に、2、軽減判定所得の基準額の見直しであります。国民健康保険税においては低所得者に対する保険税の軽減対策として所得に応じて均等割額や世帯別平等割額を7割、5割、2割軽減しておりますが、これらの軽減の基準額については消費者物価の伸び等を考慮して見直すこととされており、今回の改正は軽減判定所得を拡充するものであります。7割軽減は変更ありませんが、5割軽減と2割軽減の被保険者数に乗じる金額の改正で、

5割軽減は29万円を29万5,000円とし、2割軽減は53万5,000円を54万5,000円とするものであります。

続いて、第2条関係、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正に係る部分についてご説明いたします。

課税限度額及び軽減判定所得の基準額の見直しに伴い、令和4年12月定例会におきまして国民健康保険税条例の一部を改正し、段階的に税額及び税率を変更することとしておりますが、今回課税限度額及び軽減判定所得の基準額の見直しが行われたことから、この2点につきましても改正するものであります。

改正内容は以上であります。施行期日は令和6年4月1日としており、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については従前の例によるとの附則を設けております。

これで承認第4号の説明を終わります。

以上、承認第2号から第4号までにつきましてよろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第5号

○議長（村田定人君） 日程第7、承認第5号 専決処分の承認について「令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第16号）」を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） ただいま上程されました承認第5号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和6年5月7日提出、羽幌町長。

処分内容は、令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第16号）であります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります。令和6年3月29日付による専決処分であります。

次のページ、補正予算書をお開き願います。今回の補正につきましては、地方債の補正をしたものであります。

2ページをお開き願います。第1表地方債補正であります。雇用促進助成事業と高齢者福祉ハイヤー料金助成事業につきまして、事業費の確定などにより限度額を増減したものであります。

以上が専決処分により補正をした予算の内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから承認第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分の承認について「令和5年度羽幌町一般会計補正予算(第16号)」は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第40号

○議長(村田定人君) 日程第8、議案第40号 物品購入契約の締結について「真空吸引作業車の購入について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、大平良治君。

○町民課長(大平良治君) ただいま上程されました議案第40号 物品購入契約の締結について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり物品購入契約を締結する。

令和6年5月7日提出、羽幌町長。

契約の内容及びありますが、1、契約の目的は、真空吸引作業車購入であります。

2、契約の方法は、一般競争入札であります。

3、契約の金額は3,212万円、うち消費税額292万円を含むものであります。

4、契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ代表取締役、岩村純一であります。

提案の理由であります。契約の予定価格が1,500万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) これから議案第40号について質疑を行います。

3番、阿部和也君。

○3番(阿部和也君) 確認程度の質問になってしまいますけれども、この購入については何ら反対するあれでもないですけれども、真空吸引作業車ということで、いわゆる令和6年度の新規の予算でもついていましたけれども、し尿処理の収集車だと思えますけれども、新規でしたので、4月に入ってからホームページのほうにも入札の案内ということで出ていまして、今町なかを走っているバキュームカー事業所名が入っているのですけれども、今回は羽幌町というふうになるのかなと思えますけれども、今回新たに購入に至った経緯というのを改めて説明していただきたいなと思えます。

○議長(村田定人君) 町民課長、大平良治君。

○町民課長(大平良治君) お答えいたします。

まず、今ご質問された車両に載せる名称につきましては羽幌町という形で掲載する形にしております。この車両の購入の関係ですけれども、今までは今阿部議員がおっしゃられたとおり民間事業者のほうで用意をして事業を行う、町のほうからし尿の収集を委託して業務を行っていたわけですけれども、だんだんし尿の収集件数も減っておりますし、業務的にはなかなか厳しい状況にもなっております。そういった中で今そのし尿以外、一般廃棄物、ごみの部分につきましては基本的には町のほうで委託する業務につきましては町のほうで車両を用意して、貸与して実施している状況にあります。今回につきましては、し尿につきましても基本的には町のほうで車を用意して、事業者に貸与してし尿収集を行っていくということになりましたので、町のほうで用意する形になっております。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） し尿処理の件数も減ってきているということで、町のほうから貸し出すということでした。本当にちょっと気になったのは、このし尿処理の事業として気になっているのが3月の末だったか、4月に入ってから回覧板でし尿処理手数料の徴収も、ちょっと議題から離れてしまってあれなのですが、町のほうでやるということだったのかなと思います。それは今までは事業者に支払っていたのが、今のを聞いているとこの事業そのもの、し尿処理の収集業務であったり、そういったこと自体が今後その事業者の委託だけでできていけるものなのか、また独特なというか、なかなかない業種ですので、本当にやってくれるところを探すのも難しいと思います。その辺というのもある程度、今後どのようになっていくのか、考えているのか、答えられる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

基本的には現状委託している事業者のほうで業務はやっていただけることになっておりますので、ただ今後につきましては、議員おっしゃられるとおりなかなか特殊な業務でありますので、その辺につきましては今後も今委託している事業者と協議を重ねながらまずは進めていきたいというふうに捉えております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 車両についてお伺いしたいのですが、特殊な車両ということで、今普通の乗用車とかでもなかなか納車が結構時間がかかるということも聞いているのですが、今回は特殊な車両なので、納期が今年度中になるのか、それともかなり次年度に繰り越すようなものなのか、また先ほども独自のペイントというか、羽幌町って書くということだったので、特殊な車両ですので、いろんなオプションがかかってくるのかなと思うのですが、そういうのも全て入った値段なのか、その辺もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

まず、基本的には納車に関しましては年度中、3月末までに納車をできるということで一般競争入札という形で公募をしまして執行しておりますので、参加している事業者については当然ですけれども、3月末までに納車という形で動いていただいております。いただいているというか、そういう形で了解をした上での入札の参加になっておりますので、納車はできる形になっております。

オプションにつきましても全てうちのほうで必要なものをそろえた上で全部が車両についた形での納車になりますので、それも含めて年度内という形になります。

ペイントについても特殊な部分につきましては事業者名から羽幌町という部分、そこだけになりますので、ほかの塗装については1色でいく予定になっておりますので、そんな難しいことはないと思いますので、いろいろ納入についてはご心配されることもあるとは思いますが、今回の車両につきましては年度内の納入という形で執行しておりますので、年度内、3月までには納車という形で考えております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） し尿処理の関係では初めてきっと町が負担して購入すると思うのですが、ほかのごみの関係も分からないで質問するのですが、今後は町のもの、車両になりますので、メンテナンス、車検も含めて町が維持管理費を支払っていくということでいいのでしょうか。町が買っているのです、毎年かかるそういうメンテナンスも含めて町が今後維持していくという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

まず、今回し尿のほう初めてなのですけれども、ごみの収集につきましては収集業務の委託の際に貸与している車両、ごみでいけばパッカー車ですとか、そういう部分の維持費も含めて委託料の中に含めた形で業務委託しておりますので、し尿につきましても町で物は購入して貸与はいたしますけれども、維持管理も含めて委託の中に含めた形での管理になっていくというふうに捉えております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 最後、すみません。年度前の予算事業費は4,969万5,000円が出ていたかなと思うのです。それが今回3,200万ぐらいだったので、当初は地方債と一般財源と割合ができたのですけれども、地方債の割合はそのままとか、その辺の割合というのは、契約の関係でどういうふうになっていくのかなというもののなのですが。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

当初予算の部分が説明資料の部分でどういう形で載っていたかちょっと今自信ないのですが、基本的にはし尿処理全般の部分が予算化の部分でその説明資料に載っていたような記憶があります。ですので、車両自体の予算としては3,400万か3,300万ぐらい、車両だけでいくとそれぐらいだったと思うのです。そういった部分でその財源の

起債のほうですけれども、起債の対象経費から外れるような部分、細かな備品系については起債の対象から外れますので、入札の落札で下がった部分、そういった部分も含めて起債の対象外になるものと落札額でそもそもの金額下がった部分、そういった部分については起債から外れますので、総体下がった分、起債の部分ですとか、そういうのは減っていく形になると思います。

○議長（村田定人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 物品購入契約の締結について「真空吸引作業車の購入について」は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号

○議長（村田定人君） 日程第9、議案第41号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま提案となりました一般会計補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,103万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,603万2,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。初めに、3ページ、第2表、債務負担行為の補正につきまして、焼尻地区で使用している廃棄物収集運搬車の経年劣化が著しく、一部部品にあっては製造されていないものがあり、必要な修繕が発生した場合対応できなくなることから、早期発注により車両を更新しようとするものであります。当該車両は発注から納車まで2年弱の期間を要することから債務負担行為を設定し、対応するものであります。

次に、第3表、地方債の補正につきまして、今回の歳入歳出予算の補正で計上している天売複合化施設建設事業に係る地方債の限度額を増額するものであります。

次に、7ページ、歳出の2款総務費、企画費において、デジタル推進事業に係る経費総

額 319万2,000円の増額は、本年4月に新設したデジタル推進課においてデジタル技術を活用した住民サービスの向上及び行政事務改善等を推進するため必要な経費であります。システム等導入委託費に対し2分の1以内が国庫補助金で賄われるものであります。

同じく、自治振興費において、住宅改修促進補助事業300万円の増額は、本年度再開した当該事業について当初40件分800万円を予定していましたが、申請件数が超過する見込みのため15件分を増額するものであります。

次に、4款衛生費、塵芥処理費において、廃棄物収集処理事業47万4,000円の増額は、一般ごみと破碎ごみの羽幌町指定ごみ袋を結びやすく持ち運びしやすい持ち手付ごみ袋に変更するため、製作に係る費用を増額するものであります。

次に、10款教育費、事務局費につきましては、GIGAスクール運営事業に係るシステム使用料等に対し国庫補助金が決定されたことから、財源更正をするものであります。

同じく、高等学校費、教育振興費において、天売複合化施設建設事業、実施設計等委託料1,436万6,000円の増額は、工法の変更による実施設計が必要となったため、その費用を増額するものであり、財源については過疎対策事業債及び辺地対策事業債を充てております。

次に、歳入についてであります。国庫支出金や町債など特定財源を増額したほか、不足する財源につきましては財政調整基金繰入金を充てております。

以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第41号について歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行います。

3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 歳出の7ページのデジタル推進事業についてお聞きしたいと思います。

先月の総務産業常任委員会のほうでその事業の内容について説明ありまして、ラインの公式アカウントを使って行うということで、ちょっと確認したかったのが今年度より新たに課として新設されて、その事業、今回ついている事業の中で各種申込み、健診であったり、ごみ、粗大ごみであったり、イベントなどということでありましたけれども、そのデ

デジタル推進課としてどこまで業務として関わるのか。申込フォームをつくる部分だけなのか、例えばその集計までやって担当課に出すのか、その辺はどういった感じで考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） デジタル推進課長、竹内雅彦君。

○デジタル推進課長（竹内雅彦君） お答えします。

当課では、議員もおっしゃられたとおりフォームの作成と、あと運営に当たっては伴走型というか、付き添いながら担当課とある程度のところまで一緒にやって、その後は担当課に引き継ぎたいなと考えております。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 今課長のほうから付き添いながら、伴走型ということで、ある程度になったらこの担当課のほうに渡すということでしたけれども、何と言ったらいいのか、こういった新規でやっていく事業というのどうしても、本来であったらデジタルを推進することによって業務が効率よくなっていく、業務量を減らしていくということなのですが、なかなか自分の民間的な考えと行政的な考えってちょっと違うのかなと思うのが、何となく自分このラインを使った業務の効率化ということで以前質問したこともあったのですが、そのときなんかにしても、どちらかというのを新たにやることによって仕事が増えるのではないかという心配をしているような雰囲気もあるので、この事業自体を反対しているわけではないのですが、今後行政としてデジタルを推進していくに当たってやっぱりデジタル推進課のほうで特に、本当にある程度のことをやって、これをするによって業務量減るのだよとか、効率化するのだよというところはある程度見せていかないと、なかなか行政としてのデジタルというものが推進していかないのかなというちょっと心配している部分、不安に思っている部分あるのですが、その辺はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時16分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

デジタル推進課長、竹内雅彦君。

○デジタル推進課長（竹内雅彦君） お答えします。

議員ご心配されていることも分かるのですが、我々としては導入することで事務の省略化とか進められるものと考えておりますし、先般の委員会でも行政効率化の中で一番優先するものは事務の省略化につながるものを最優先していきたいということで、ご説明したとおり事務の効率化が進められるものを中心に導入していきたいと考えています。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） この間の委員会のほうでも話も聞いていますので、目的であったりという部分も十分理解していますし、担当課だけが進んでしまってほかの課がこうってならないようになって変な心配するなって思われるかもしれないですけども、やはりそういった部分がうまくいくことによって役場全体のデジタルの推進という部分にもつながっていくのかなと思いますので、初めて行う事業になると思いますので、その辺各課との連携というのもぜひしていただきながら進めていって、本当に業務の効率化につなげていっていただきたいと思います。

この出ているのは外れてしまうかもしれないですけども、今行政として初めてデジタルを推進していく上で、今後例えば民間の事業者にとって何か導入していくための支援だったり、補助だったり、そういった部分、行政としてのデジタルの推進というのがこの今の説明で分かりましたけれども、今後新たな町、羽幌町全体としてのデジタルの推進という部分で何か考えていることがあればちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 委員会等でまず前提のお話は課長のほうからあったと思うのですが、当然大きな2本の柱ということで具体的なこととしてありまして、その一つが住民の福祉向上に資する住民サービスに関するもの、もう一つは人手不足等に関わる職員の業務改善による行政の効率化という部分が大きな柱のスタートとなっております。

今の民間の事業に関するものについては、現時点ではいわゆる我々のデジタル推進課の中の事務分掌というか、仕事の中身には入れておりません。その辺については今後また進めていく中でそういうニーズがあり、かつ行政が直接的に絡む必要があるのかというのは適時判断していかなければならないと思います。これは可能性の話ですけども、将来的にはいろんな設備投資に係るような形の補助だとか、そっちに引っかかるようなものであれば、またそういうことも考えていきたいと思います。

それから、先回りして答えていることになるかもしれませんが、先ほどの全体の議論を聞いて、役場内でそれが仕事が増えるのではないかということと、それと担当課とそれに当該する事業の課との連携についてであります。つくるときから課にするか、とかいろんな議論がある中で、やはり対等の立場の中でその連携が一番その事業が進んでいく、成功するキーポイントだなという私の個人的な考えもあって課ということにさせてもらいました。当然新しいことを始めますので、やっている過程においてはいろんな課題も出てくるかと思いますが、現実留萌振興局管内ではほとんどやっていませんけれども、全国、北海道に広げても先進地って必ずありますので、そういうところはいろんな課題をクリアしながら現状になると思いますので、今回出張旅費等もいろいろつけていますので、必ずしも先進地視察という名目でないかもしれませんが、進んでいるところの体験、経験、それから実例を積極的に取り入れて、こういう強くその辺の段階、ワンステップ飛ばしながらやれるようなこともできればいいなと思っておりますし、そういう指示を担当課にした覚えもありますので、とにかく現実に始めていることで、ご存じのよ

うに始めて、4月にできてまだ1か月余りですけれども、非常に精力的に数多くのものはスタートしておりますので、それはそれとして進んでいただくということと、何かあれば議員の皆さんから新しい提案などをいただいて、すぐにそれに対応できるかどうかというのはお約束できませんけれども、とにかくそれなりに全力を尽くして、今のところ人数2人ということで非常に負担がかかっているなというのは思っておりますけれども、そういう形でまた協力もお願いして答弁とさせていただきます。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） デジタルを推進していただくのは、我々町民っていいですか、使う者にしてみれば北海道のほうでも子ども・子育て支援のお米券とか、そういうのも電子化、デジタル申請ということで1回目は必要な書類だけ集めて、それを画像で添付して送ってデジタルで、2回目なんかは名前と電話番号でもうデータがなるということで、自分なんかは仕事しているものですから、夜普通にやってそれで届いたとか、楽なので、やはり住民にとってはデジタルを推進していく、特に若い世代にとっては、民間で働いている人間にとっては本当に助かるなと思います。

先ほどの質問でも触れましたけれども、人手不足という部分では本当に民間も同じような部分はありますので、例えば行政、これについてはまた別の機会で質問させていただきます。行政と民間との何かうまいデジタルの推進であったり、役場のほうに、行政のほうとも何か関わりのあることがあればまた質問もしたいと思いますし、相談したいと思しますので、よろしく願いして、これで私の質問は終了します。

○議長（村田定人君） 9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） 歳出の8ページ、ごみ袋を結びやすいようにする袋を製作するという予算なのですが、たしか3月の定例会で私も意見述べたのですが、これは一般ごみの袋のみであると僕理解したのですが、まずそうなのかどうか。

（何事か呼ぶ者あり）

○9番（工藤正幸君） すみません、今阿部議員から破碎ごみもそうだとということで聞きました。

この47万4,000円というのは、破碎ごみと一般ごみの袋何枚になるのかちょっと教えてもらいたいなと。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時27分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） 時間をかけて申し訳ございません。新しく製版をいたします

ので、その袋のほうに印刷する製版代を含めまして一般ごみのほうで32万9,395円で、破碎ごみのほうで14万4,100円という形になっております。製作のほうなのですけれども、一般ごみのほうの40リットルで10万8,500枚、30リットルで3万500枚で20リットルで1万6,000枚で、破碎ごみにつきましては40リットルで1万2,500枚、20リットルで3,500枚を製作予定です。

○議長（村田定人君） 9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） それで、これは今年度何月頃から一般町民が使えるようになるのか、それもお願いします。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

発注して納入になるのは8月末ぐらいまでには納入になると思うのですが、現在ももとのほうの袋のほう、こちらのほうをまず先に販売する形になりますので、それがなくなってからとなります。ですので、もしかすると10月くらいになるかもしれませんが、なくなり次第順次新しいものを出していきたいというふうに思っております。

○議長（村田定人君） 9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） たしかとっても縛りづらいからという町民の要望でありました。これ今までの袋と新しく出来上がった袋と両方お客さんの要望に応じてあげられないでしょうか。本当に縛りづらいという人はいるので、そういう方には新しいもの、そうでない普通のも、今までのでも十分縛って出せるよという人にはそっちの袋という、そういう形でできないでしょうか。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

皆様いろいろなお要望あると思うのですが、どうしても何種類もの物を作っていくとコストが増えてしまいます。基本的には、このごみ袋につきましてはごみ処理の費用の一部をごみ袋という形で負担をしていただいております。これ以上費用がかさみますと、そもそもの処理費用に充てている部分を、袋代自体もまた上げていくですとか、かかってしまいますので、基本的には袋を今違う形にして大体50万近く上がりますけれども、この部分につきましては現状は今と同じ料金設定で袋としては販売したいと思います。ただ、これ以上種類を増やすですとか、何パターンかを併用するとなりますと、なかなかそういう形にもならないかもしれませんので、基本的には皆さんからのご要望がある袋としては縛りやすく出しやすいほうにシフトをしたいというふうに考えております。

○議長（村田定人君） 9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） そういうことは、今まで作っていた袋はもうあるので、在庫さばいたらそれで終わりということにするとということだと思います。そうしたら、10月ぐらいには新しい袋が町民に渡っていくということで、そういう理解でいいのですね。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

今の在庫の部分をまず先に出していかないと残ってしまいますので、その出具合によりますけれども、物としては8月末ぐらいには町としては用意して、残っている部分が出次第少しでも早く出ていくようであれば早くに出していきたいと思っております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） ごみ袋の関連なのですが、今課長が料金は据置きだという話で、とっても便利になって、なおかつ料金据置きなら町民は喜ぶのですけれども、先ほどごみ袋の料金が処理費用の負担って言ったら変ですけれども、ということになるとその差額分は多く衛生施設組合に負担するとか、何かその辺がどういうふうに、袋代は高くなるけれども、その高くなった分は町が負担今後もしていくのか、もし受益者負担という関連だったら、この47万4,000円も袋に均等に割るのかなと勝手に思ったのですけれども、とっても今の料金を据え置くというのはいいことですが、その負担を町の一般財源から出していくというような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

現状といたしましては、この値上がりした分については町の一般財源から負担という形になると思います。袋の料金につきましては、基本的には値上がりずっとしていません。ごみ処理の費用について、もともとはそのごみの減量化という部分を含めて有料化という形を始めたというふうに認識しているのですけれども、実際にどれだけ減量化されているのか、また処理費用、もろもろの経費も上がっていますので、そういった分は今後これまでのごみの減容化の状況ですとか、かかっている費用、その辺はいま一度精査をして、このままの袋の料金で、袋としていただいている処理手数料の一部、粗大ごみでしたらその処理券でいただいていますけれども、そういったものを含めて今後これが適正なのかというのはちょっとお時間をいただいて、検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 今後は、そうしたら今年度なのか、時間をかけてということなので、ある程度の時期を見ながら、最終的には衛生施設組合、隣の町村も関わってくるので、羽幌議会だけ走るわけにはいかないと思うのですけれども、今後検討は続けていくということの確認だけですので、それでよろしいですね。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

ごみの処理費用につきましては、各町村で応分に負担となっておりますので、出ている量が少なければその分減るという形になっております。基本的には今すぐどれぐらいという形には出ませんので、ちょっとお時間をいただいて、期間もいつまでというのはなかなか今難しいのですけれども、検討はさせていただいた上でどうするのかというのはまたご

相談をさせていただきながら進めたいと思います。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 私から7ページのリフォーム補助だと思っておりますけれども、住宅改修促進補助事業、300万円の補正ということで需要とかやる人が多いのかなというふうに感じていますが、今現在申請来ていると思っておりますけれども、件数とその内容、内訳です。建築の改修だとか、いろんな分野の改修があるのかなというふうに感じているのですが、取りあえず今現在のまとめている範囲の件数等を教えていただければ、まず。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

5月1日現在になりますけれども、補助申請を受けて補助決定をした部分につきましては27件補助決定を行っております。

工事の内容なのでございますけれども、住宅の外部改修、外壁、屋根の改修という部分で8件で、外壁、屋根の塗装で14件で、内部の改修として内部の全面改修という部分が1件、あと風呂、洗面所等の改修が4件、形になっております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 分かりました。ありがとうございます。

5月1日現在27件ということで、今日7日ですから、まだまだ連休挟んでたしか6月末までの申請期限だったと思うのですが、これから増えるという予想で今回300万円をつけたと思うのですが、今後6月末までの予想で余れば当然繰越しになるのですが、仮にこれ以上また増えた場合、その場合に追加補正というか、そういうことを考えているのか、それとも大体これで打ち切りという、これだけあればいいのだろうかというふうな考えでいるのか、町の考え方ちょっとお願いいたします。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 最後のほうの質問であります補正についてでありますけれども、これ当初から言っているように今年度は何年かやらなかったということもあるので、一定の締切り期間に来たものについては全部受けるということでありますので、仮定でありますけれども、今回来た分でオーバーした場合にはまたしかる時期を見て補正をして全員に当たるような格好で考えております。

それと、そのほかに見込み件数、具体的に町民課のほうでヒアリング等していますので、具体的な数字のほうは町民課長のほうから報告させます。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） 私のほうからこの残りの追加となった部分ですけれども、登録されている事業者の方々に今後の見込みを聞き取りをさせていただいております。そういった件でいきますと、建築業者の方々に今後でいきますと7件、あと塗装業者さんたちで10件、板金の方で6件という形で大体23件ぐらいはあるのではないかと聞き取りをいたしております。

また、堅い数字で見込まれておりますので、これ以外増えたときにすぐ対応できないと補助決定できませんので、予備として5件見込みまして、トータルで年間40件の予算だったものを55件分まで増やした形で今回補正のほう上げさせていただいております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 9ページの天売複合化施設建設事業の委託料についてお伺いします。

4月の24日に文教厚生常任委員会で説明があったと思いますが、委員ではなかったので、ちょっと少しだけ質疑でお聞きしたいことがあります。まず、1,400万の委託料ということなのですが、これは今回設計変更業務ということだと思うのですが、その委託先というのは前回実施設計をした会社が行うのか、改めて入札というか、そういうのを行うのか、その辺はいかがだったのでしょうか。

○議長（村田定人君） 学校管理課長、葛西健二君。

○学校管理課長（葛西健二君） お答えいたします。

議員おっしゃられたとおり現在最初に設計業務をしていただいた会社に、そのまま1社と随意契約というような予定で考えております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） そうしたら、元のデータって言ったら変ですけれども、それを利用しつつ新しい工法を取り入れることでまた細かなものが出てくるのかなというふうに思います。今回大きな変更というのは、きっとプレキャスト工法に変更するということだと思います。自分がその委員会の質疑を聞いていたときにちょっと心配になったのが、この工法で壁を積んで造ることはしたことはあるけれども、土台に使ったことはまだないという質疑があった気がしたのですけれども、それが初めての工法で大丈夫かなというか、もちろん実績的には壁でできているとは思うのですけれども、それを土台に使ったことがないということだったと思うのですけれども、その辺初めての工法ということで不安はないのでしょうかという質問なのです。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） お答えをいたします。

実際のところ、道内ではそのような案件というのではないというふうに聞いております。ただ、実際のところコンクリートミキサー車を運ぶということが全くできない形になっていきますので、今天売でできるという工法としてはプレキャストではないかなというふうに思って、そしてあと関係者の方とかにいろいろ相談しているところもあるのですけれども、そういうふうなときにはできるのではないかなというふうに、そういうふうなご意見も得ております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 自分もやっぱり初めての工法、今の教育長のお話ですと北海道ではまだそういう事例がないけれども、本州とかにはあるのかな。ちょっと言葉であれなの

ですけれども、その実施設計をした段階でできないこともあり得るのか、できないことはないという答弁だったので、もしかして実施設計をやったときに、いや、北海道のこの状況で、島の状況でちょっと難しいのではないかということが出てくるのか、それは実施設計をしないと分からないことなのか、もしかしたら実施設計をした段階で本当に現実的に難しいのですという回答が出る可能性もあるのか、その辺はいかがなのでしょう。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） お答え申し上げます。

先ほど道内ではないというお答えをしました。ちょっと技術の者に聞いたら、北海道でも例はあるそうです。それで、あといろんな方々に今ご相談していきまして、その中では、もう一回繰り返しになりますけれども、できるのではないかというふうにして……

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時45分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） お答えを申し上げます。

先ほどの答えの中で、できるかもしれないという非常に曖昧な答弁をしましたけれども、はっきりとそれを訂正させていただいて、できるというふうを考えております。

実際に焼尻小中学校の改築の関係については、向こうのほうの業者の提案のほうではプレキャストで基礎自体もやるというふうな形で、そういうふうな形で私たちが基本設計、基本設計いただいておりますので、そのような形でできるというふうにお答えしたいと思います。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 実施の事例があったということと、教育長からできるという力強い言葉があったので、少し安心しました。

この実施設計業務では、これも委員会の中の話であったのですけれども、土台が違うので、大まかには変わらないけれども、校舎の窓の位置が変わったりだとか、あり得ますよね。耐震化とかの都合で切れ目のところに支柱が立たないとか、細かくは分からないのですけれども、そういうの変更というのも実施設計の中でその大きな図面の中で変更が出てくる場合は、この委託料の中でそういう変更も加味されてくるものなのか、実施設計をした段階でそういう問題が見つかったら、また追い金でその設計自体変更になるとか。あと、今天売複合化施設の図面もですし、イラストで雰囲気出てきますけれども、そういうのが窓の位置が変わったり、そういうことによって変わって来るときに改めてつくってける業務も入っているのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） お答えをいたします。

若干の柱のずれとかというのはあるかもしれないとは聞いておりますけれども、全体的な間取りは変わらないというふうに聞いております。

○議長（村田定人君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村田定人君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和6年第3回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時49分）